

厚岸湖・別寒辺牛湿原 学術研究奨励補助金応募要項 (平成30年度)



◆補助の趣旨

厚岸湖・別寒辺牛湿原は約8,300haの広さを誇り、別寒辺牛川流域に沿った湿原は原始的自然がよく保存されています。又、別寒辺牛川が注ぐ厚岸湖は古くからカキの繁殖で知られ、今もその歴史を受け継ぎ、カキやアサリなどの養殖漁業に湖面は有効に活用されています。

これらの自然は、最近とみに貴重な自然として研究者などからの高い評価を受け、平成5年に国設鳥獣保護区特別保護地区に指定されたのを受け、4,896haがラムサール条約（“特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約”）の登録湿地に認定されました。

さらに平成17年11月の締約国会議において381haが追加され、計5,277haの登録面積となりました。

湿原は、水質の浄化や保水・洪水調整機能を持つほか、野生生物の生息地としてさらには漁業資源の形成にも大きな役割をはたしているといわれ、町民生活に計り知れない恩恵をもたらしています。したがって、次世代にこの環境を引き継ぐことが厚岸町にとって重要な課題です。しかし、漁業・酪農活動やレジャーさらには観光などで湿地の開発や利用が今以上に盛んになる可能性は否定できません。このような事態に機敏に対応し、ラムサール条約が重要課題としている「ワイズユース（賢明な利用）」を永続的なものにするために、湿地やその周辺環境の学術調査が欠かせません。

そこで、この分野の専門的知識を持った学生や研究者の方々の学術研究を支援し、ネットワークを広げるなかで基礎的学術資料の蓄積を図ろうとするものです。

◆補助の対象

◎補助の対象となる研究分野及び応募の資格は次のとおりです。

1、補助対象研究

- ・厚岸湖・別寒辺牛湿原及び厚岸町の自然環境を対象とする自然科学分野の研究
 - ・厚岸町の自然環境と漁業資源・酪農問題の関連を明らかにする社会、人文科学分野の研究
- 今まで通り基礎生物相の解明も大いに歓迎ですが、
- 「厚岸町の産業(水産業を始めとする一次産業や観光業)発展」
 - 「厚岸湖・別寒辺牛湿原を中心とする厚岸町の環境施策に直接的に資する調査研究」
 - 「厚岸湖特有の自然環境、生物多様性に係る調査研究」「生物・生態系とエコツーリズム」
 - 「生物・生態系と自然・産業の関わり」「水域における産業生物の資源管理」
- などに関するテーマなどもより歓迎いたします。

2、補助対象者

- ・大学に在籍する学生、大学院生
- ・大学や研究機関等に所属する教官、研究員
- ・その他、自然保護に関心のある研究者、自然愛好者等

◆補助金の額等

1、補助金の額

- ・補助金の額は補助対象経費の範囲内(10万円以下は対象外)で50万円を上限とします。

2、補助対象経費

- ・在籍大学や所属機関の所在地等から厚岸町までの往復交通費及び厚岸町滞在中の宿泊費。
- ・厚岸町内の滞在先から調査地までの移動や調査に必要な車輛、力又ー、船舶等の借上料の実費。
- ・研究に必要な器具、備品や燃料費、消耗品等は補助対象経費に含まれません。

◆応募の方法

◎次の書類を直接提出するか郵送してください。提出期限は平成30年3月31日です。

- ・厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金交付要望書(別記様式第1号) 1部
- ・研究実施計画書(別記様式第1号の2) ※必ず書式内で収めること 1部
- ・研究業績一覧表(別記様式第1号の3) ※ない場合不要 1部
- ・在学証明書(学生の場合) 1部

◆審査

◎厚岸町長が、有識者数人と関係課職員で構成する補助審査会の意見を聴いて補助金の交付を内定し4月末日までに通知します。

◆補助金交付申請

◎内定通知を受けてから30日以内に次の書類を提出してください。

- ・厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金交付申請書(別記第3号様式) 1部

◎研究完了前に補助金の一部の交付を受けようとする場合は次の書類も合わせて提出してください。

- ・厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金概算払申請書(別記第7号様式) 1部

◆実績報告書等

◎研究が終了したら、次の書類とその時点で得られた研究成果をまとめた論文や報告書を提出していただきます。

・厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金実績報告書（別記第5号様式） 1部

◆補助金の支払い

◎原則として、実績報告書を検討した結果、補助の目的に適合すると認めるとき補助金の額を確定し支払います。事前に補助金の一部が支払われている場合は、確定した補助金の額との精算を行います。

◆その他

◎他町村(特に浜中町)の助成金制度と併願している場合は必ずそのことを連絡してください。

◎補助金の交付を受けた研究課題については、努めて厚岸水鳥観察館が実施する公開講座等で講演、解説等をしていただきます。

◎平成9年度からの報告書については、一部を厚岸水鳥観察館のホームページで公開しております。 <http://www.akkeshi-bekanbeushi.com/>

※ PDF未掲載分につきましては水鳥観察館までお問い合わせ下さい。

問い合わせ・提出先

〒088-1140

北海道厚岸郡厚岸町サンヌシ66番地

厚岸水鳥観察館

TEL&FAX 0153-52-5988

E-mail bekan@tiara.ocn.ne.jp

Web <http://www.akkeshi-bekanbeushi.com/>

補助金の申請を検討されている皆様へ

厚岸湖・別寒辺牛湿原学術奨励補助金を受けて、本町のフィールドで調査研究を行う場合、次の点に留意していただいております。

□本町のフィールドで調査を行う場合、調査初日と最終日に水鳥観察館に立ち寄り、調査の開始・終了を申告していただいております。所属機関所在地と本町を日帰りで行き帰る場合は、まとまった一調査期間の初日と最終日にそれぞれ申告していただいております。

(調査の都合上、直接申告できない場合は別途相談いたします。)

□水鳥観察館には、シュラフなどを持ち込めば仮眠できる部屋(8畳)があります。またシャワールームもあります。これらの利用を希望する場合、事前にお申し込みください。料金はかかりません。

(この場合、以下に記載があります通り宿泊経費に加算されませんのでご注意ください)

□補助金を受けて調査研究を行う場合、本町滞在中に水鳥観察館が主催する「湿原講座」等で町民へのレクチャーの機会を設けていただくことを希望しています。レクチャーは室内に限らず、フィールド現場で調査の手法を見ていただいたり、広報「あっけし」の原稿として、分かりやすく解説していただいてもかまいません。

□調査研究報告書については、一般公開を前提とした論文形式としてまとめたものの他、町民還元用として中学生が読んで理解できる程度の概要報告書(A4版1枚)の提出をお願いしておりますが、展示にも使える資料の作成もお願いしております。例えばMS PowerPointを使用して、組み合わせればパネル1枚程度になる4枚、8枚、12枚などキリのいい単位での報告内容、あるいは関連した内容に関する資料を送っていただくようお願いしております。

なお次年度の4月1日に一般公開できるよう事務処理を進めるため、報告書の提出は遅くとも2月末までとしております。

□公共交通機関をご利用の方は、それを証明するもの(領収書、半券など)を必ず報告書提出用に保管しておいてください。水鳥観察館以外で宿泊経費がかかった方も同様をお願いしております。

(ガソリン代等の燃料費や消耗品にかかる領収書は対象経費にはならないので必要ありません。)

□その他不明の点がありましたら、水鳥観察館 bekan@tiara.ocn.ne.jp までお問い合わせ下さい。